

令和8年度 東員町民生委員児童委員協議会 活動計画

1. 全国民生委員児童委員連合会 スローガン

「支えあう 住みよい社会 地域から」

民生委員制度創設 100 周年記念 これからの民生委員・児童委員活動に関するスローガン

2. 東員町民生委員児童委員協議会 基本方針

時代の変化に伴い様々な要請がある中で、民生委員・児童委員活動、主任児童委員活動を一体として、「楽しく」「温かく」「和やか」に進める。

3. 運営方針

民生委員・児童委員活動の諸問題などを探究し、円滑で効果的な協議会の運営を図る。

※委員の成りて不足の解消及び委員活動を取り巻く環境の変化等を踏まえ、

民児協活動におけるデジタル化を推進する。

① 役員会 原則 偶数月の第1水曜日

開催場所 ふれあいセンター1階 会議室1

開催時間 10時00分から11時30分

② 定例会 原則 偶数月の第3水曜日

開催場所 ふれあいセンター1階 会議室1

開催時間 9時30分から11時30分（研修等の場合最大12時まで）

※委員活動の情報交換の強化を図り、委員活動をより充実させるため、

全体会終了後、地域ブロック会と主任児童委員会を行う。

4. 活動内容

(1) 【重点事業】地域共生社会づくりに向けた見守りや相談活動等を行う資質向上への取り組み

① 地域共生社会づくりに向けた見守りや相談活動等を行うための資質向上を目的として、研修等を実施し、変化する福祉施策などの知識の習得や支援技術の向上を図る。

・単位民児協研修（令和8年度定例会内）の実施

・北勢ブロック民児協研修（令和8年度担当：川越町民児協）への出席

② 県民児協等が主催する研修等に参加し、地域に貢献するための知識や技術の習得、また、町の枠を超えた民生委員同士の交流により、自己啓発を図る。

(2) 【重点事業】子育て家庭が安心して暮らすことができる地域づくりへの取り組み

① 学校との関わりの中で、教育関係者に民生委員・児童委員の存在を周知啓発し、民生委員・児童委員が身近な存在であることを示すとともに、学校との協働事業などを実施することで、地域共生社会づくりを推進する。

・小中学校訪問事業の実施

・入学（入園）式及び卒業（卒園）式、運動会及び体育祭への出席、クリスマス会などへの参画

・学校との協働事業の実施 など

(3) 【重点事業】災害に備えた平常時からの取り組み

① 住民の生活状態の適切な把握や困りごと（生活課題）の把握

- ・訪問や地域活動などへの積極的な参加から、住民の「いつもとちがう」変化に敏感に気づき、担当地域の継続的な見守りを行う。

ひとり暮らし高齢者に対する見守り活動を重点的に行う。

⇒ ひとり暮らし高齢者訪問事業の実施 など

- ・関係機関からの情報提供や各種事業実施時など、担当地区内の対象者の生活状態や困りごとを適切に把握し、関係機関と適宜情報共有を行い、担当地区の情報が最新の情報になるよう地域の実情把握に努める。

② 住民が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう援助する。

- ・暮らしにくさをかかえる住民に、その生活課題が改善されるよう有益な情報を伝える。
- ・生活基盤が不安定な低所得者世帯などの自立のため、公的資金貸付の利用や償還中の相談援助活動を行い、公的貸付制度の適正利用によって安定した生活が送れるよう、公的貸付調査委員会が開催される際は、資金の貸付及び償還等に関し意見を述べる。
- ・関係機関からの依頼調査がある際は速やかに対応する。

(4) 【重点事業】人権を尊重した地域づくりへの取り組み

- ・人権擁護に関する町民児協での研修会を実施し、人権擁護に関する理解を深め、今後の町民児協活動に活かす。

(5) 【重点事業】地域の幅広い関係機関との連携強化による活動環境整備の取り組み

① 地域住民同士の関係がより深まるよう、地域の活動や会議等に積極的に関わり、地域住民の地域福祉（住み慣れた地域で、普段の暮らしを幸せに営むための福祉）意識を醸成する。

② 地域福祉の担い手として、委員活動での気づきや地域住民の生活課題を様々な場で代弁し、課題解決の方法など提案、課題解決の活動に多様な関係機関と協働して取り組む。

③ 関係機関及び団体が主催する会議等に出席し、地域福祉の担い手として住民の生活課題を代弁し、その課題解決の方法を提案した上で、課題解決の活動に協働して取り組む。

④ 地域の幅広い関係機関との協働した取り組みを実施する。

- ・株式会社ヴィアティン三重ファミリークラブとの協働事業の実施
- ・社協が実施する生活困窮者自立相談支援事業への協力
- ・消防署が実施する住宅防火診断などへの協力
- ・各種団体などが主催する行事への参画 など

⑤ 地域住民に民生委員・児童委員の役割と日頃の活動を伝え、民生委員・児童委員が身近な存在であることを示す。

- ・広報紙「絆」の発行
- ・株式会社ヴィアティン三重ファミリークラブとの協働事業の実施
- ・日頃の活動や地域ブロック会での活動の際に啓発活動を実施 など

(6) 主任児童委員活動

町民児協の基本方針等を踏まえ、主任児童委員会としての活動を行う。

主任児童委員会	<ul style="list-style-type: none">● 「町教育委員会訪問」及び「町園長会訪問」の実施● 「町幼稚園・保育園訪問」の実施及び行事等への参画● 「町子育て支援センター訪問」の実施● 町子育て支援センター事業（おでかけ広場・ワークショップ）への参画● 県・桑員ブロック主任児童委員研修会への出席● 地域ブロック会活動との協働（イオンモール東員パトロール事業）● 東員町障がい児（者）を守る会委員会・ふれあいの会への参画● 東員町青少年町民育成会議の活動への参画● 町子ども支援ネットワーク委員会事業への参画
---------	---

(7) 地域ブロック会活動

4つのブロックに分かれ、各ブロックの地域性に沿った活動を行う。

地域ブロック会	活動内容
神田地域 ブロック会	<ul style="list-style-type: none">● 「神田小学校児童登校時の見守り及び挨拶運動」の実施● 「神田小学校学習支援」及び「神田小学校夏休み学習支援」の実施
稲部・三和地域 ブロック会	<ul style="list-style-type: none">● 「イオンモール東員パトロール事業」の実施（夏・冬・春休み期間中）
笹尾地域 ブロック会	<ul style="list-style-type: none">● 「東員二中挨拶運動」の実施● 「笹尾西・東小学校通学見守り」の実施
城山地域 ブロック会	<ul style="list-style-type: none">● 「城山小学校挨拶運動」の実施● 「城山小学校一年生下校見守り」の実施● 「城山ブロック意見交換会」の実施

5. 個人の人権尊重と守秘

- ・ 民生委員法第15条に従い、個人の人権を尊重し、個人情報適切に管理する。

以上